

北砂三・四・五丁目地区
第21回まちづくり協議会・第3回意見交換会

江東区安全都市づくり課

令和8年7月8日(水)

目次

- 昨年度の取組みと今年度の取組み予定の了承 ……3ページ
- 地区計画の変更に関する内容と状況報告についての了承 ……6ページ
- 旧すなぎんひろば②を地域主体で管理していくことに関する了承 ……18ページ
- 空地を活用した次世代モビリティ実証実験に関する了承 ……20ページ
- 無電柱化に向けた今後の取組みに関する了承 ……21ページ
- 区からのお知らせ ……24ページ

昨年度の取組みと今年度の取組み予定の了承

【昨年度の取組み】

・地区計画

地区計画変更に向けた、説明会、個別ヒアリング等の実施

・空地活用

すなぎんひろば①では、振興組合が貸借し、空地の開放
(日常利用およびイベント利用)

※R8年度も、協議会及び区からの要請により、
振興組合が空地を貸借し解放

すなぎんひろば②では、公園の過ごし方に関する意見聴取の実施

・無電柱化

無電柱化の意向把握アンケートの実施

・商店街が地域と連携して定めるルール(地域ルール)

まちなみ将来イメージ検討会、まちづくりに関する意見交換会の開催



昨年度の取組みと今年度の取組み予定の了承

【今年度の取組み予定】

・地区計画

地区計画変更に向けた説明を継続（区）

・空地活用

すなぎんひろば①：継続した空地の開放（協議会）

すなぎんひろば②：公園整備を実施（区）、

地域住民等による管理に向けた協定の検討（協議会）、自主管理（商店街）

低速モビリティ導入に向けた実証実験の実施（区）、導入に向けた検討（商店街）

・無電柱化

無電柱化の実現に向けた具体的な方策の検討（区）

無電柱化推進に関する地元組織の立ち上げについて検討（区）

・商店街が地域と連携して定めるルール（地域ルール）

砂町銀座通り沿道のルール案の検討（協議会・商店街）

今年度のまちづくり協議会・意見交換会では、
主に、砂町銀座通りの将来像実現のため、地域の皆さんで考え、
守る「地域ルール」の検討とその運営主体について検討を行います。

昨年度の取組みと今年度の取組み予定の了承

【まちづくり協議会と意見交換会の活動スケジュール】

	令和8年									令和9年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
まちづくり協議会				第21回 ●						第22回 ●		
意見交換会				第3回 意見交換会 ●	→ 第4回 意見交換会 時期調整中			→ 第5回 意見交換会 時期調整中				

令和9年度は、令和8年度に作成する地域ルールと体制の素案に対して、課題と対応策について意見交換し、令和9年度末に地域ルールと運用体制を決定します。

【まちづくり協議会と意見交換会の流れ】

第3回意見交換会

- ・他地区の事例を通じ、砂町銀座通りに適した地域ルールについて意見交換

第4回意見交換会

- ・地域ルールの内容について意見交換。地域ルールの素案を取りまとめる
- ・ルールの担い手を仕分ける（来街者と店舗）

第5回意見交換会

- ・地域ルールの運用体制について意見交換
- ・協議会・地域・商店街の関係性（運用体制）を取りまとめる
- ・令和9年度取組検討

第22回まちづくり協議会

- ・今年度の取組みとして地域ルール（運用体制を含む）の素案（まとめ）を提示する
- ・令和9年度取組について提示する

地区計画の変更に関する内容と状況報告についての了承

【地区計画変更の目的】

○地区の目標

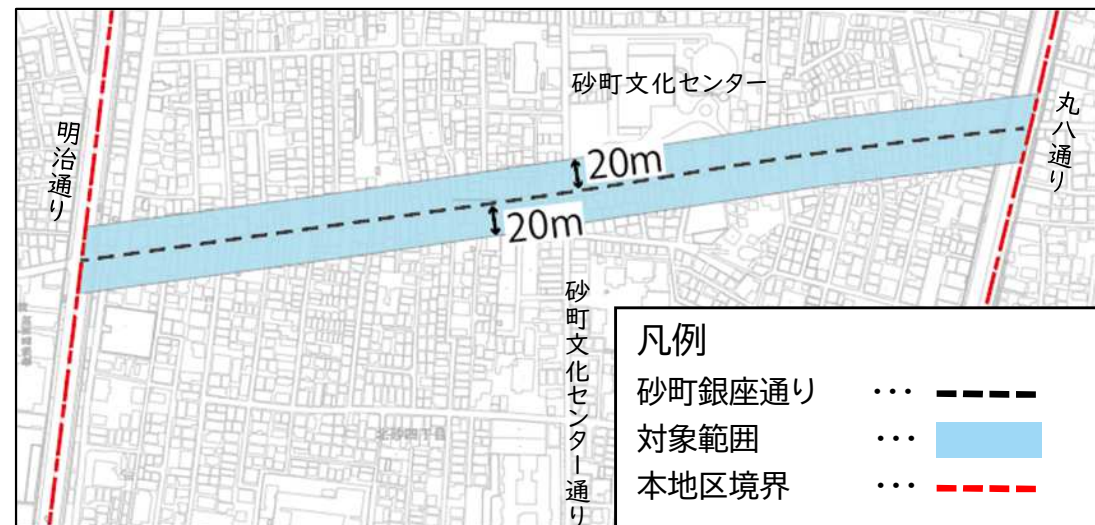
- ・密集市街地の防災性の向上
- ・住宅地における良好な住環境形成
- ・にぎわいと生活交流の拠点として特色ある商店街づくりの誘導

上記の地区の目標を達成すべく、まちづくりの手法として、「地区計画」の変更を検討しています。

今回変更を検討している内容は、平成30年度から導入の検討を行っていた建替えルールのうち、令和2年度に策定を行わず、段階的に導入を検討することとしていたルールです。地域からの提案等の状況をうけ、**地区計画変更（建替えルールの追加）**を目指しています。

【対象範囲】

砂町銀座通りから**20mの範囲**のうち
砂町銀座通りに面している敷地



地区計画の変更に関する内容と状況報告について の了承

【地区計画変更の内容】

○建築物等の用途の制限

効果：将来にわたり商店街の機能・景観を守り、賑わいや店舗の連続性を確保することに繋がります。

内容：1階が住宅等の用途である建築物の建設を禁止します。（※路地状敷地においては、建築物の外壁等が路地の最小幅に2倍を乗じた距離以上離れた位置にある場合を除く）

○街並み誘導型地区計画

効果：壁面位置が後退することで、災害時に建物倒壊によるがれきが発生した場合でも緊急車両が通行しやすくなります。また、壁面の位置が揃った良好な街並みが誘導されます。

（※敷地等の状況によりますが、建築ボリューム等は基本的に確保され、増加も可能に）

内容：壁面位置や建物高さ、工作物の設置を制限するとともに斜線制限や容積率制限を緩和します。

①建築物への道路斜線制限を緩和します

②建築物を建てられる高さの上限を16mに制限します

（※幹線道路から30m以内は高さの上限を30mに制限）

③建築物の壁面位置を道路の中心から3mまで後退させる制限をします

④前面道路幅員による容積率の制限について、前面道路幅員を壁面後退区域を含む6mとみなし、容積率の制限を緩和します

⑤壁面後退区域内における工作物の設置を制限します

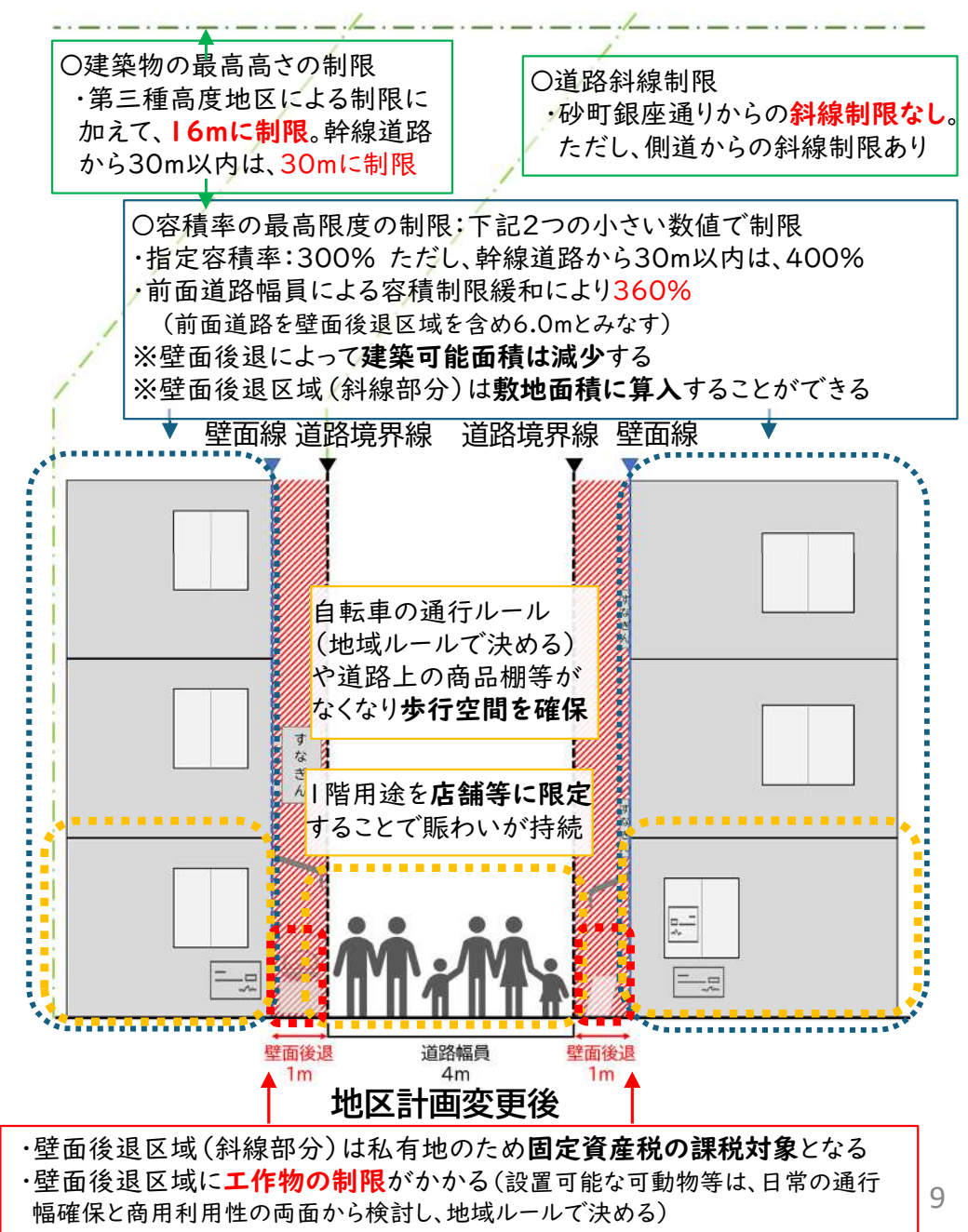
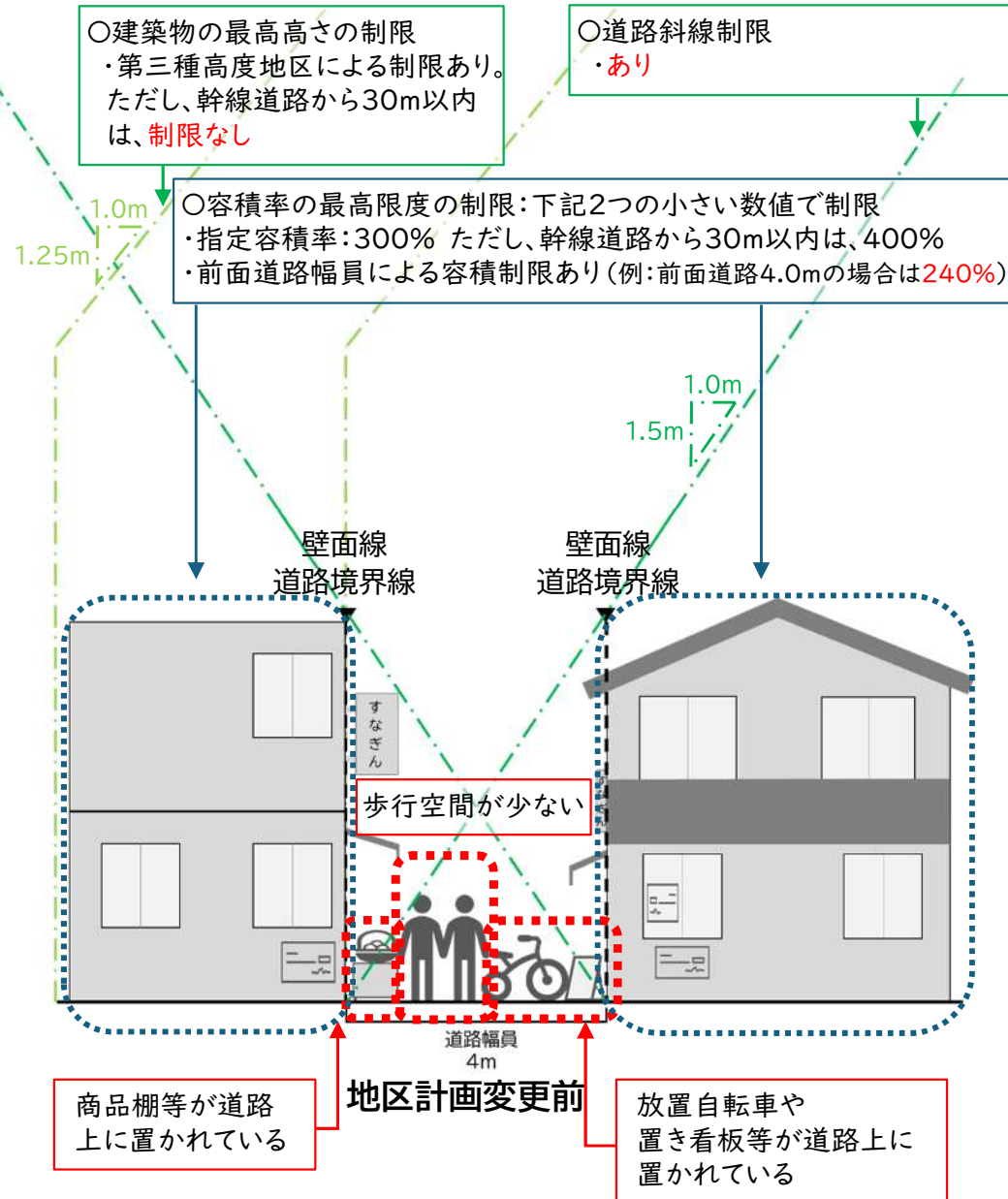
（※設置可能な可動物（置き看板・商品棚等）は、地域ルールで決めます）

※建物を建てたり、増改築などを行う際、その内容を事前に区長に届け出る「地区計画区域内における行為の届出」の手続きが必要になります。

地区計画の変更に関する内容と状況報告についての了承

【砂町銀座通り(西側) 平常時(イメージ)】

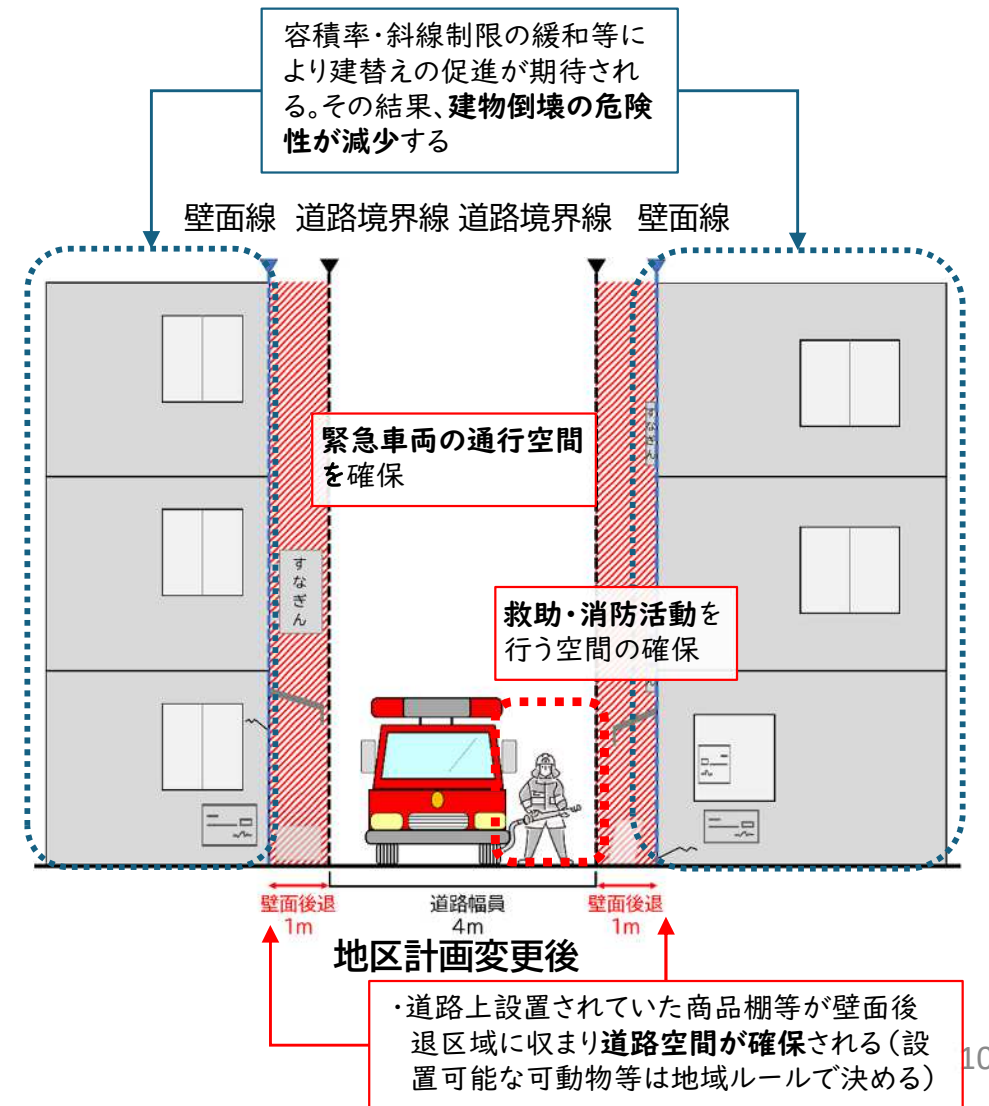
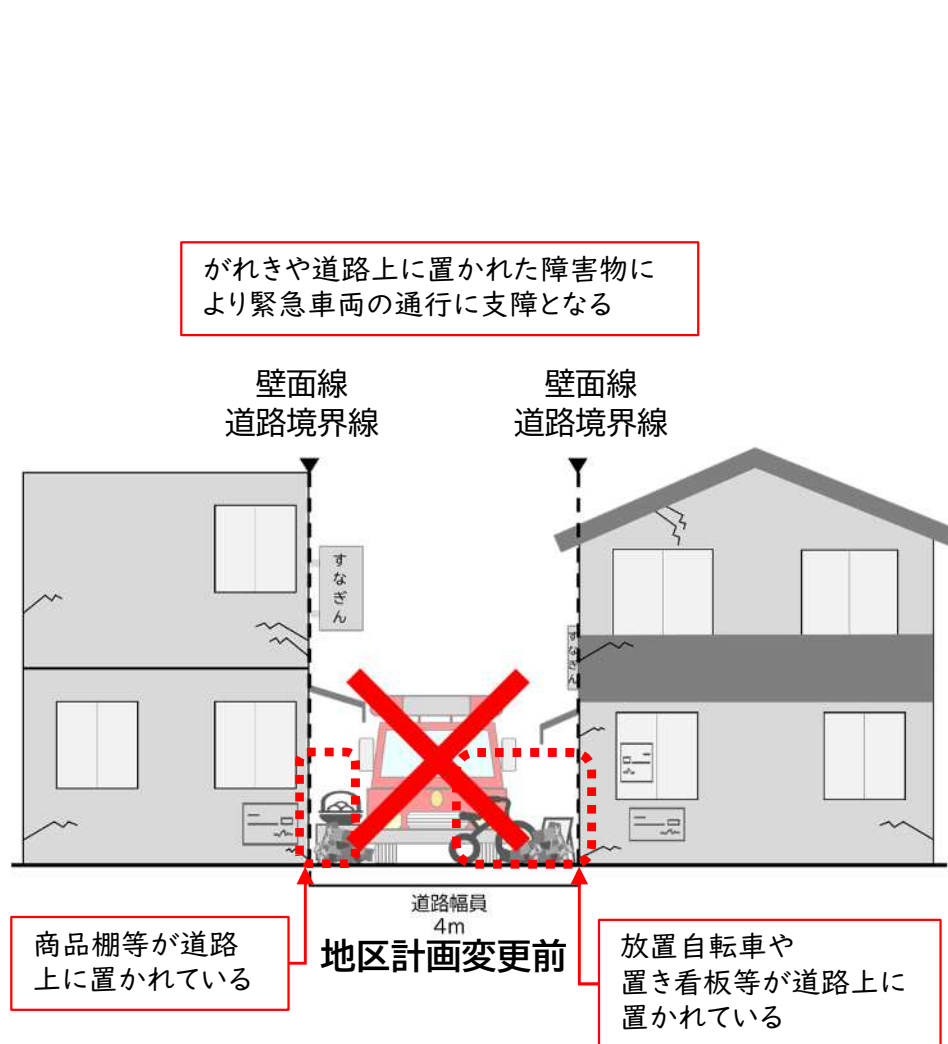
【例】前面道路が4.0mの場合



地区計画の変更に関する内容と状況報告についての了承

【砂町銀座通り(西側)災害時(イメージ)】

[例] 前面道路が4.0mの場合



地区計画の変更に関する内容と状況報告についての了承

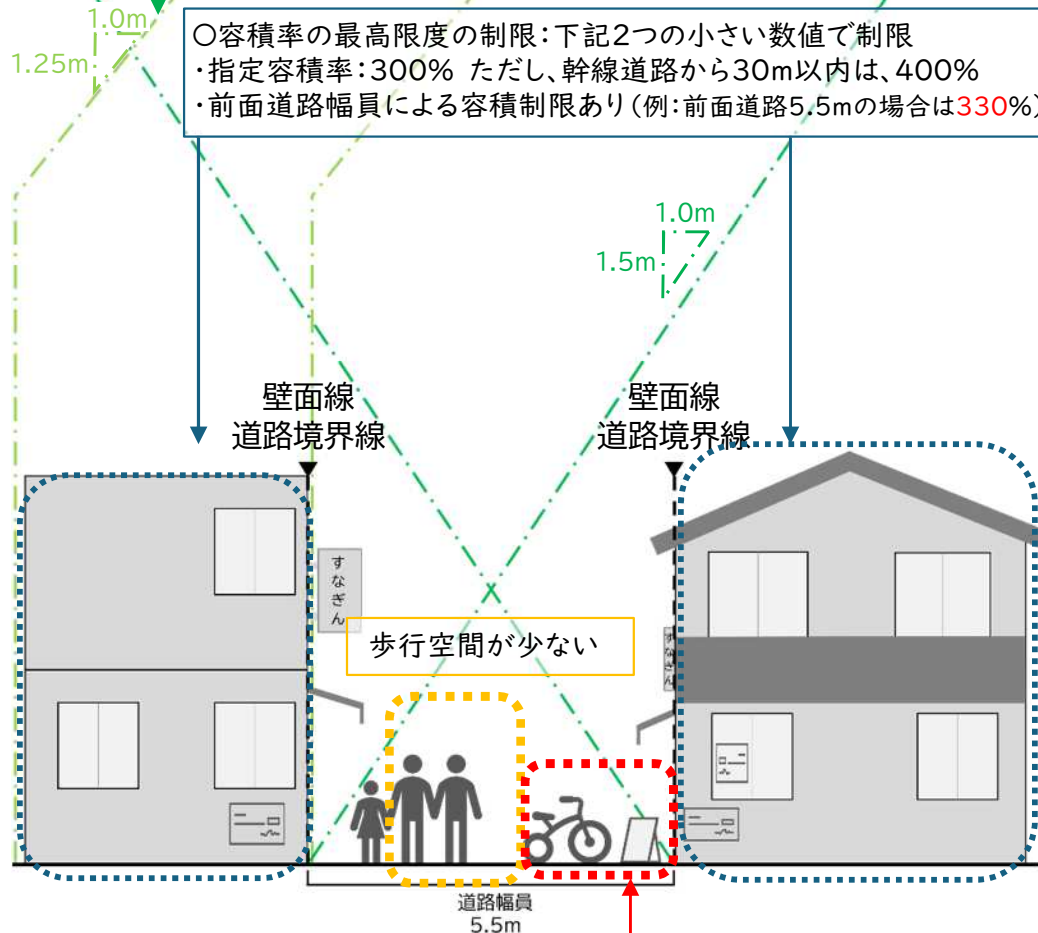
【砂町銀座通り(東側) 平常時(イメージ)】

[例] 前面道路が5.5mの場合

○建築物の最高高さの制限
・第三種高度地区による制限あり。
ただし、幹線道路から30m以内
は、**制限なし**

○道路斜線制限
・**あり**

○容積率の最高限度の制限: 下記2つの小さい数値で制限
・指定容積率: 300% ただし、幹線道路から30m以内は、400%
・前面道路幅員による容積制限あり(例: 前面道路5.5mの場合は**330%**)



地区計画変更前

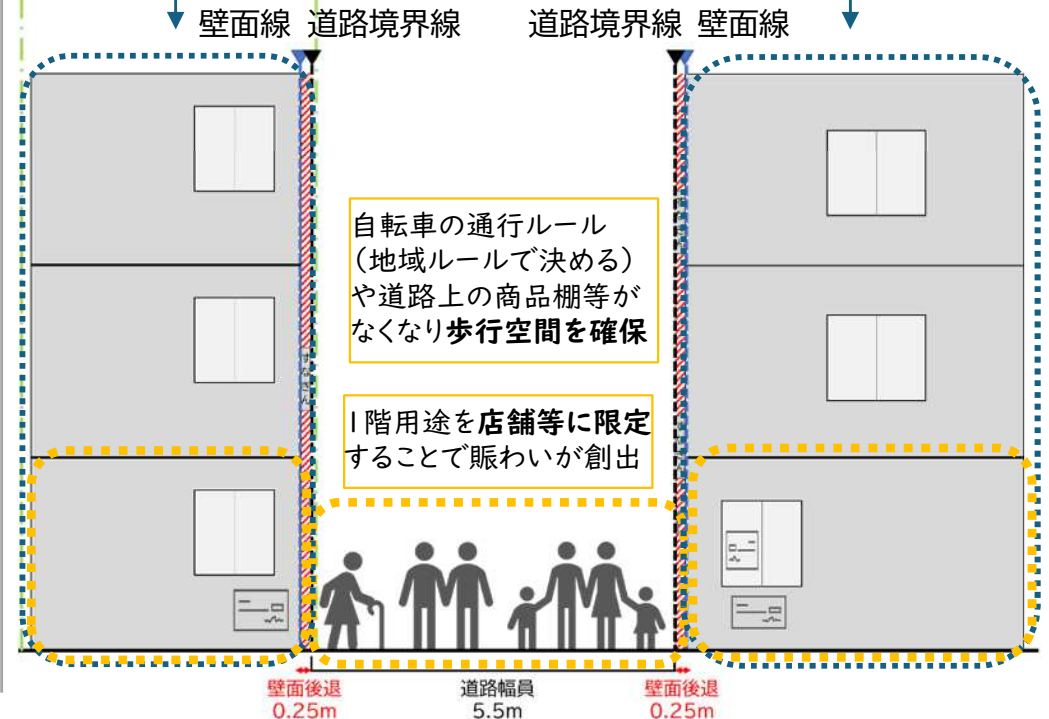
放置自転車や
置き看板等が道路上に
置かれている

※既に道路中心線から道路境界線までの距離が2.9m以上ある場合は、
道路境界線より0.1m以上後退すること

○建築物の最高高さの制限
・第三種高度地区による制限に
加えて、**16mに制限**。幹線道路
から30m以内は、**30mに制限**

○道路斜線制限
・砂町銀座通りからの**斜線制限なし**。
ただし、側道からの斜線制限あり

○容積率の最高限度の制限: 下記2つの小さい数値で制限
・指定容積率: 300% ただし、幹線道路から30m以内は、400%
・前面道路幅員による容積制限を緩和により**360%**
(前面道路を壁面後退区域を含め6.0mとみなす)
※壁面後退によって**建築可能面積は減少する**
※壁面後退区域(斜線部分)は**敷地面積に算入**することができる



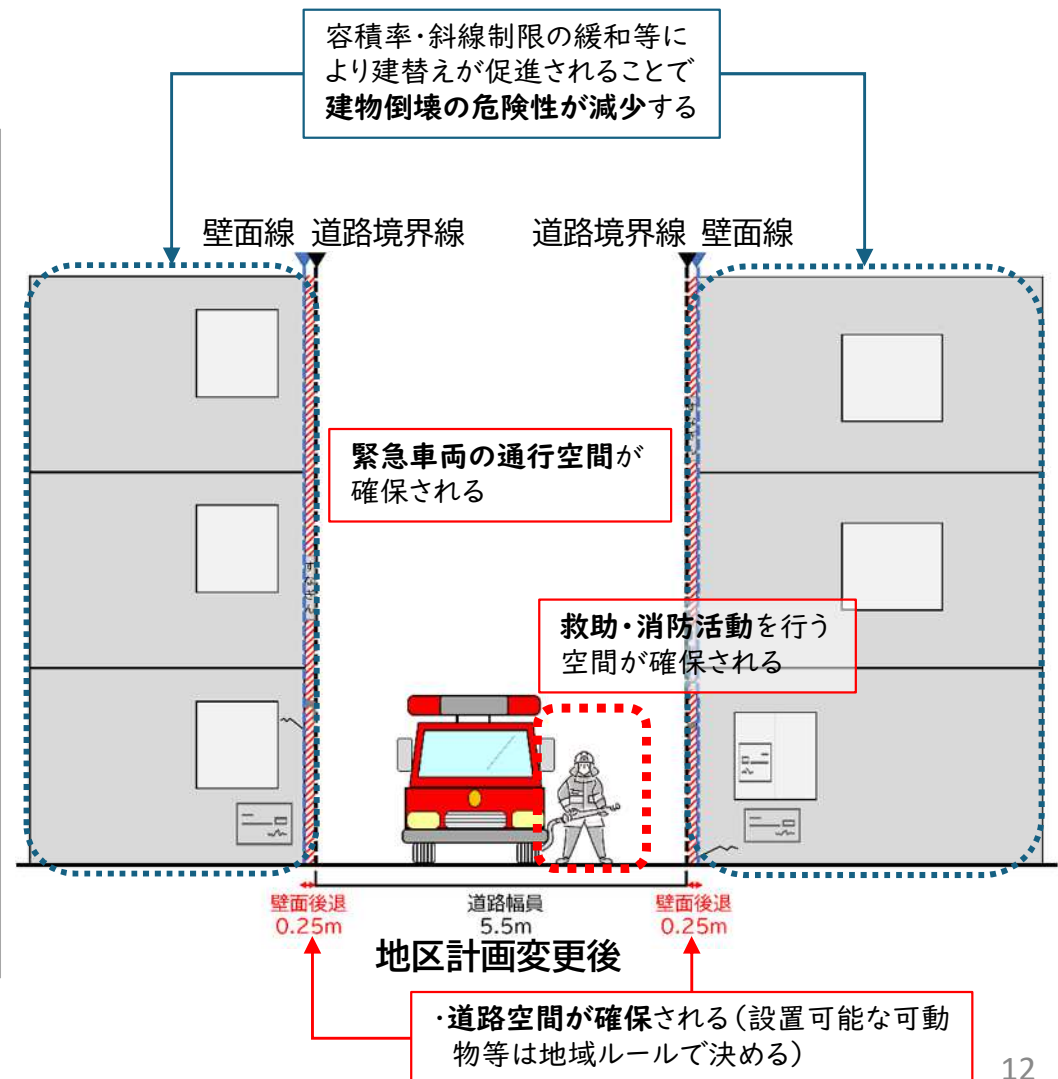
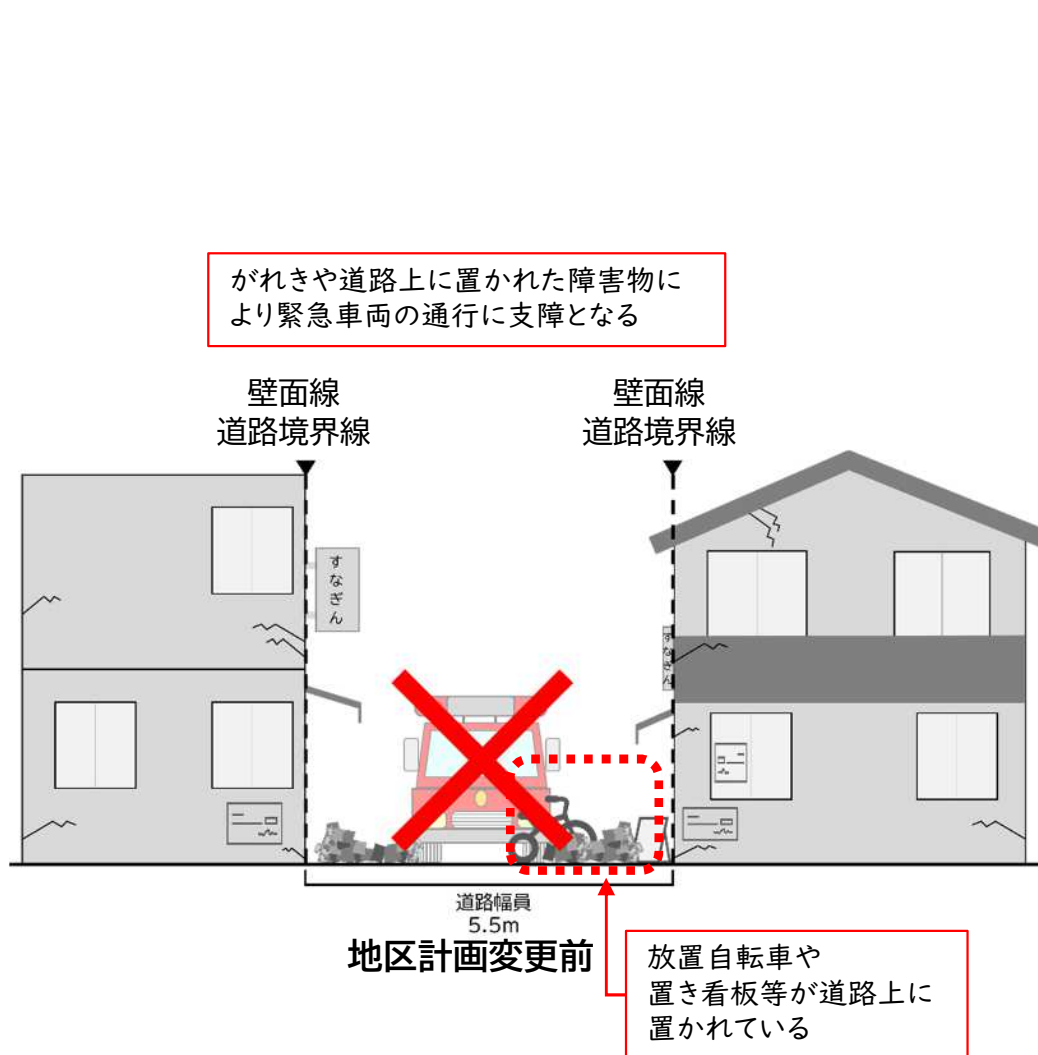
地区計画変更後

・壁面後退区域(斜線部分)は私有地のため**固定資産税の課税対象**となる
・壁面後退区域に**工作物の制限**がかかる(設置可能な可動物等は、日常の通行
幅確保と商用利用性の両面から検討し、地域ルールで決める)

地区計画の変更に関する内容と状況報告についての了承

【砂町銀座通り(東側)災害時(イメージ)】

[例] 前面道路が5.5mの場合



地区計画の変更に関する内容と状況報告についての了承

住宅等の用途制限及び街並み誘導型地区計画をかける場合とかけない場合について、沿道権利者の方にとって想定されるメリット・デメリットを、①防災性、②地域価値(魅力と暮らしやすさ)、③収益性・資産価値の観点から整理しました。

⇒砂町銀座通り沿道は「北砂三・四・五丁目地区まちづくり方針」において「賑わいと生活交流の拠点として、商業を中心とした土地利用を図る」と位置付けられています。方針として、地区計画による通行空間の確保や街並み形成、エリアブランドの構築、地域価値向上を目指します

①防災性

	メリット	デメリット
かける場合	【街並】 ・ 障害物等が壁面後退区域に収まることで道路空間が確保され、消防活動がしやすくなる ・ 斜線制限緩和等により不燃建築物への建て替え促進による防災性向上が期待される ・ 壁面後退区域の工作物制限により、避難・消火活動の障害となる要素が排除される	【街並】 ・ 壁面後退等の条件が建替えの前提となるため、個別建替えのハードルが上がり、更新が進みにくくなる可能性
かけない場合	【用途】 ・ 用途や建替えの自由度が高いため、制度適合の負担が少なく、更新が進めやすい	【街並】 ・ 壁面後退なく建物更新が進むと、災害時の緊急車両の通行困難、避難困難性、延焼危険性の改善が抑制される

【用途】用途制限 【街並】街並誘導制限・緩和

地区計画の変更に関する内容と状況報告について の了承

②地域価値(魅力と暮らしやすさ)

	メリット	デメリット
かける場合	【用途】 ・1階に店舗等が連続することで、買物や滞在需要を喚起し、商業地としての価値が向上する可能性 ・エリアの方向性が明確になり、地域ブランドやイメージの向上する可能性 【街並】 ・道路上の工作物等が壁面後退区域に収まることで、砂町銀座通りに空間的なゆとりが生まれ、安全性や回遊性・滞在性の高い街路空間の形成につながる	【用途】【街並】 ・将来的に店舗需要が弱まった場合、再度の地区計画の変更手続きには高いハードルが生じる 【用途】【街並】 ・1階の床面積が減少することで店舗利用が難しくなり、店舗ではなく病院等非店舗が増え、商店街として衰退するリスクがある 【街並】 ・商店街の東側は、すでに道路幅員が6m程度あるため、後退区域の大きい西側と比較すると、緩和による効果が少ない ・壁面後退に伴い、建築可能面積が減少するため、建物配置や利用等に制約が生じ、利用効率が低下 ・街並みの統一が進む一方で、独自性や多様性が弱まる
かけない場合	【用途】 ・地域需要の変化に柔軟に対応でき、資産活用の戦略が多様となる	【用途】 ・1階に住宅が混在することで、騒音や衛生等の問題が発生しやすくなり、店舗等は営業しづらく、住宅は住みづらくなる可能性がある ・専用住宅での取引が増えると、住宅用途地域並みの地価に下がるリスクがある ・用途間の利害対立(住居と商業など)が生じやすく、トラブルの発生リスクが高まる 【街並】 ・壁面後退が行われないことで、現在の歩行空間の不足や圧迫感が改善されにくい ・エリアの方向性が定まりにくく、商店街としての魅力や評価が安定しにくい

【用途】用途制限 【街並】街並誘導制限・緩和

地区計画の変更に関する内容と状況報告についての了承

③収益性・資産価値

	メリット	デメリット
かける場合	【用途】 - 商業需要が見込めるエリアでは、商業テナントの方が収益性が高いケースがある - 商業集積が土地利用の方針の場合、「商業利用前提の土地」として土地の評価が上がるケースがある 【街並】 - 斜線制限緩和等により、階数を増やすことができれば、建築可能な延床面積が増加する可能性 - 歩行者の増加や来街者の滞在促進により、沿道店舗の収益機会が高まる可能性 - 景観や環境の質が向上することで、エリア全体としての資産価値の向上の可能性	【用途】 1階部分が商業業務等用途に制約されることで、商業需要が弱まった場合に住宅需要に十分に対応できず、売却対象者が限定される(市場が狭くなる)可能性 - エリアの商業需要が弱い場合、収益悪化リスクの増大の可能性 【街並】 - 容積率緩和等により階数を増やした場合、建築コストが増加する可能性 - 容積率及び斜線制限の緩和を受けるための認定申請に係るコストが増加し、事業負担が重くなる可能性 - 建築物等を建設できない壁面後退区域であっても、引き続き私有地として固定資産税の対象となる - 壁面後退によって建築面積が減少するため、賃料が下がることが想定 - 容積率緩和の適用には一定の条件が伴うため、全ての権利者が恩恵を受けられるとは限らない - 工作物制限により、店舗の広告・演出等による集客力に制約が生じる可能性
かけない場合	【用途】【街並】 - 用途・形態・広告等の自由度が高く、収益性を重視した柔軟な運用が可能 【用途】 - 住宅1階は商業用より建築コストが安い傾向にある 【街並】 - 市場動向に応じた用途変更が容易であり、柔軟な資産運用が可能 - 壁面後退が不要であり、敷地を最大限活用した建築計画が可能	【用途】 - 用途の混在により、資産価値が下がるリスクが生じる - 住宅が点在すると、統一感や方向性が欠如して商店街としての魅力が弱まり、商業テナント需要が落込みやすい - 商店街沿道の「シャッター・住宅化」が進むと、地価や賃料が長期的に下がるリスクがある 【街並】 - 商店街の魅力や個性が十分に発揮されず、付加価値がつきにくい - 容積率緩和等がないため、延床面積増加による収益向上の機会が限定される

【用途】用途制限 【街並】街並誘導制限・緩和

地区計画の変更に関する内容と状況報告についての了承

用途制限と街並み誘導型地区計画について、想定される質問と説明を記載しました。

①防災性、②地域価値(魅力と暮らしやすさ)の観点で整理しています

	質問	説明
かける場合	①【街並】 ・道路幅員は4mあれば、緊急車両が通行できるのでは？	①【街並】 ・通行空間の幅員が6m以上あると、被災建築物の瓦礫等が発生した場合であっても、道路空間として4m確保される確率が高い ・緊急車両が停止して作業空間も確保できる ・輻射熱の遮断も含め、地域の安全性確保には幅員6m以上が有効とされている(国の調査結果を踏まえた都の方針)
	①【街並】 ・通行空間の幅員が6mになっても緊急車両はすれ違えない？	①【街並】 ・上記の通り、地域の安全性確保には、被災建築物の瓦礫等が発生した場合であっても、緊急車両の通行と作業空間の確保が必要とされており、すれ違えることの位置づけはされていない
	②【街並】 ・現状で道路幅員が6mあるところは、街並み誘導がかけられても変化がなく、地権者にインセンティブが無いのでは？	②【街並】 ・前面道路幅員による容積率の制限に変化は無いが、壁面後退等することで、斜線制限の緩和を受けられる ※既に道路中心線から道路境界線までの距離が2.9m以上ある場合は、道路境界線より0.1m以上後退すること

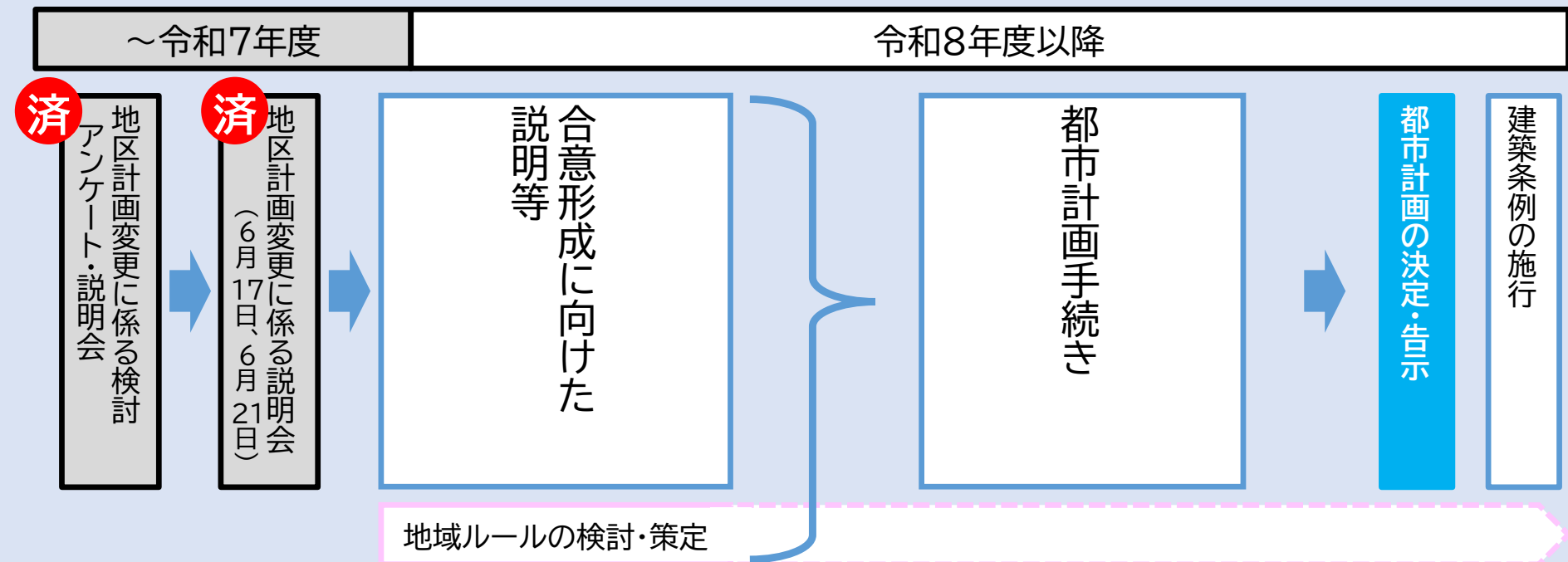
【用途】用途制限 【街並】街並み誘導制限・緩和

地区計画の変更に関する内容と状況報告についての了承

【今後の流れ(予定)】

都市計画法に基づき、地区計画変更の都市計画決定に向けた手続きを検討しています。引き続き、合意形成に向け、丁寧な説明を行っていきます。

合わせて、地域で守る「地域ルール」の策定に向けた検討を開始し、地区計画変更の都市計画決定時期を検討します。



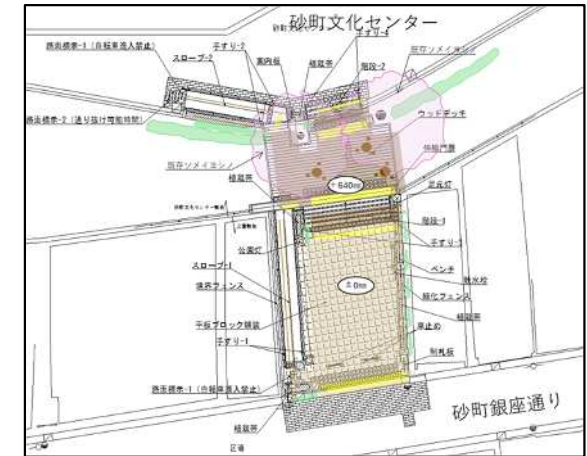
旧すなぎんひろば②を地域主体で管理していくことに関する了承

【公園(通り抜け広場)整備について】

■ 整備目的

防災性の向上として、砂町文化センターへ通り抜けを可能にし、商店街活性化としてイベントの開催場所や休憩場所として活用できる通り抜け広場を整備します。

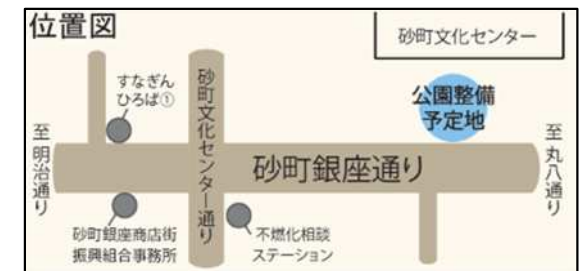
また、持続的に維持管理できるよう、地域の団体と区で協定書を結びます。



▲公園整備イメージ

■ 期待される効果

- ・通り抜けを可能にすることで、災害時に多数の避難者が避難通路として利用できるようになります。
- ・テーブルやベンチを設置することで、イベントスペースや居心地の良い休憩場所として利用できるようにします。
- ・植栽により、居心地の良さを確保します。
- ・日常管理やイベント等の開催を促すために、商店街振興組合と区で自主管理に関する協定を結びます。



▲公園整備予定地

【公園(通り抜け広場)整備のスケジュール(予定)】

■ 工事の概要

○工事期間:2026年7月下旬頃~2026年12月頃

○公園開園時期:2027年1月頃)

旧すなぎんひろば②を地域主体で管理していくことに関する了承

【自主管理について】

■ 自主管理

(仮称)通り抜けひろば(すなぎんひろば②、砂町文化センター一部敷地)において、地域住民の自主的な維持管理や地域のニーズに応じた利活用を行うことで、**賑わい**を確保し、**地域の活性化**を図ります。

■ 期待される効果

- ・自主管理を条件に占用許可手続き等の簡略化を認めることで、イベントが開催しやすくなります。
- ・日常的に砂町文化センターとの往来が増え、商店街と砂町文化センターの一体的な賑わいが確保でき、地域の活性化につながります。

※項目等については現時点の内容

項目	内容
清掃	園内の清掃(落ち葉などのゴミの回収、清掃)
利用者への対応	違法駐輪、喫煙の注意など、不適切利用についての呼びかけ
イベント	非営利イベントとする。
情報共有	・不法投棄など、園に関する情報の区への報告 ・文化センター一部敷地、すなぎんひろば②敷地内の固定設置物(区管理)に不備があった際の区への報告
対象となる団体	商店街振興組合など
その他	・清掃道具は管理者にて準備 ・文化センター一部敷地のイベント利用時間は、閉館日を除く9:30～19:00頃とする。 ・イベント開催時は前もって、文化センター敷地内は文化センターへ、すなぎんひろば②敷地内は河川公園課へ内容ふくめ相談し、適宜占用許可等を申請して利用する。 ・ゲート開閉は基本的に、文化センターの警備員が行うが、緊急時や災害時にはスペアキーにて開閉する。

空地を活用した次世代モビリティ実証実験に関する了承

【モビリティ実証実験の開催について】

■ 開催概要

○内容

- ・モビリティの貸出、体験乗車

○開催期間

- ・モビリティの体験乗車：2026年8月7日（金）、8日（土）、9日（日）
- ・モビリティ及びシェアサイクルの貸出（有料）：

2026年8月10日（月）～9月9日（水）

※シェアサイクル貸出は期間以降も実施

○開催場所

- ・運行エリア：砂町銀座商店街沿道

【実証実験の目的】

防災性の向上

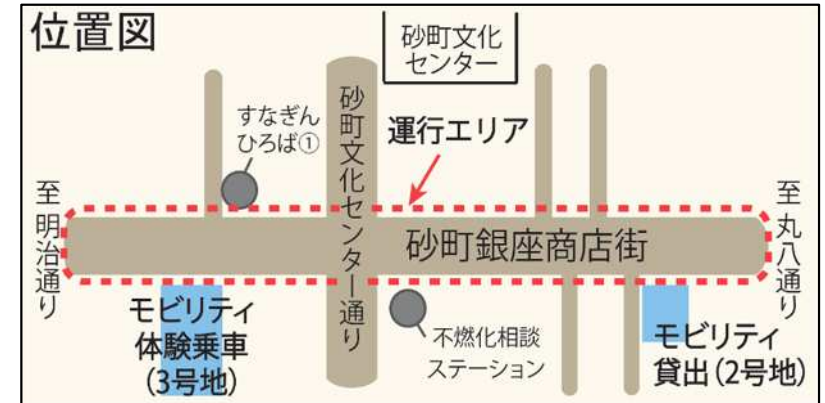
老朽建築物等の除却により発生する空地の有効活用方法を示すことで、老朽建築物の除却を促進させ、地区の不燃領域率向上を図る。

商店街の活性化

パブリックスペース機能を有するモビリティハブ（乗り換え拠点）を配置することで、地域コミュニティの形成と地区外利用者・近隣住民の利便性を向上させ、商店街の活性化を図る。

自転車等のルール

自転車に比べ小型で低速（歩行速度と同等）な次世代モビリティの運用により、歩行者の安全性や店舗利用者の駐輪スペースに関する地域ルールの検討促進を図る。



▲ 実証実験の開催場所



▲ 移動用小型モビリティ



▲ シェアサイクル

無電柱化に向けた今後の取組みに関する了承

【無電柱化勉強会（～令和6年度）】

北砂三・四・五丁目地区まちづくり協議会では、無電柱化に関する勉強会を実施してきました。

【無電柱化の実現により、砂町銀座商店街で考えられる効果】

- ① 都市防災機能の強化
災害時に倒壊する恐れがなくなります。
- ② 安全で快適な歩行空間の確保
歩行空間が広がり、より安全に通行できます。
- ③ 良好な都市景観の創出
電線のない、商店街の風景となります。

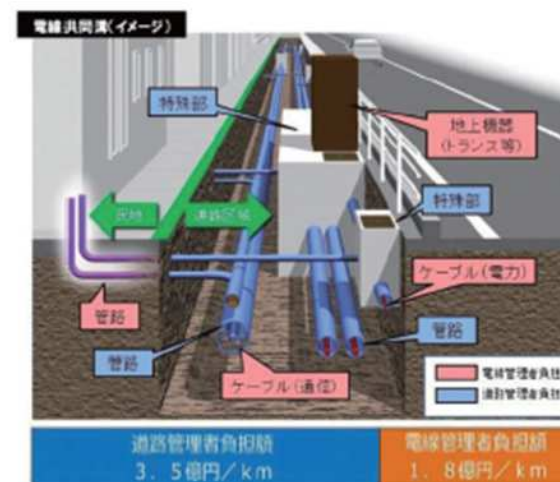
【無電柱化の整備手法】

無電柱化の整備手法は、下図のように「地中化による無電柱化」と「地中化以外による無電柱化」に大別されます。

江東区が行う無電柱化事業では、**電線共同溝方式**を基本として整備を推進しています。



▲出典：江東区無電柱化推進計画



○電線共同溝方式の場合
設計～工事：約7年
整備費用：約5.3億/km（H26国交省）

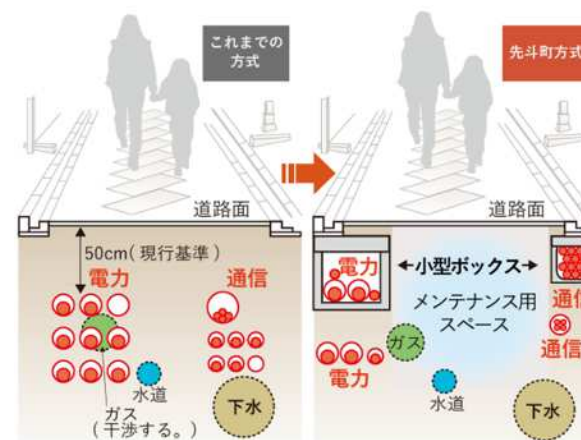
※標準であり、施工条件等によって異なります。

無電柱化に向けた今後の取組みに関する了承

【地中化による無電柱化の他地区事例】

京都市先斗町（京都府）

- ・事業年度：平成27年度～令和2年度
- ・工法：小型ボックス活用埋設方式（先斗町方式）
- ・様々な技術的な工夫によって、狭い道路での無電柱化を実現。
- ・夜間工事に対する、地元住民の理解が得られたことによって、飲食店が多い街中でも工事を実施することができた。



▲出典：京都市 先斗町まちづくり協議会
先斗町 無電柱化リーフレット

ふないポルトソール通り（大分県）

- ・事業年度：平成28年度～令和6年度
- ・工法：浅層埋設方式
- ・地上機器設置の場としてだけでなく、地上機器の設置にあたり、行政が新たに土地を取得し、駐輪場の機能を含む複合施設として付加価値を持たせた計画。
- ・複数個の地上機器を一箇所に集約することで、道路上の地上機器の数を減らした。



▲出典：国土交通省 環境安全・防災課
無電柱化好事例集

富岡地区無電柱化モデル事業

- ・事業年度：平成18年度～平成22年度
- ・工法：電線共同溝方式
- ・地上機器の設置場所として、公園等の公共用地を使用。



▲出典：江東区無電柱化推進計画

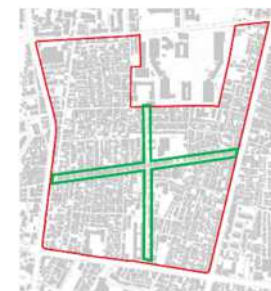
無電柱化に向けた今後の取組みに関する了承

【令和7年度 無電柱化の意向把握アンケート】

○回答期間：10月6日（月）～10月24日（金）※尚、期間外の回答や個別訪問等による回答も含む

○対象者：砂町銀座通りおよび砂町文化センター通り沿道の土地・建物権利者、管理者

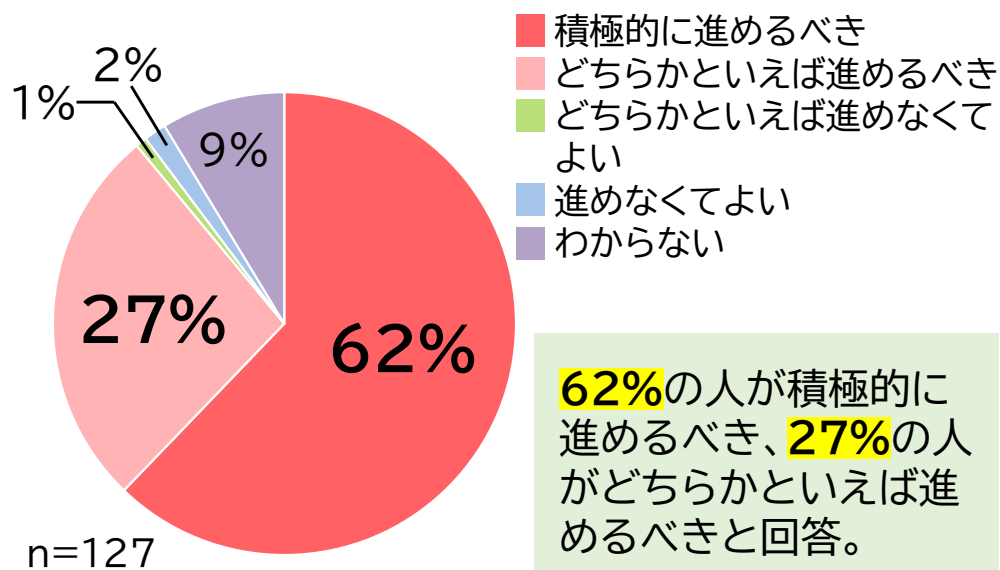
○回答率：配布数 376件 回答者数 127件 回答率 33.8%



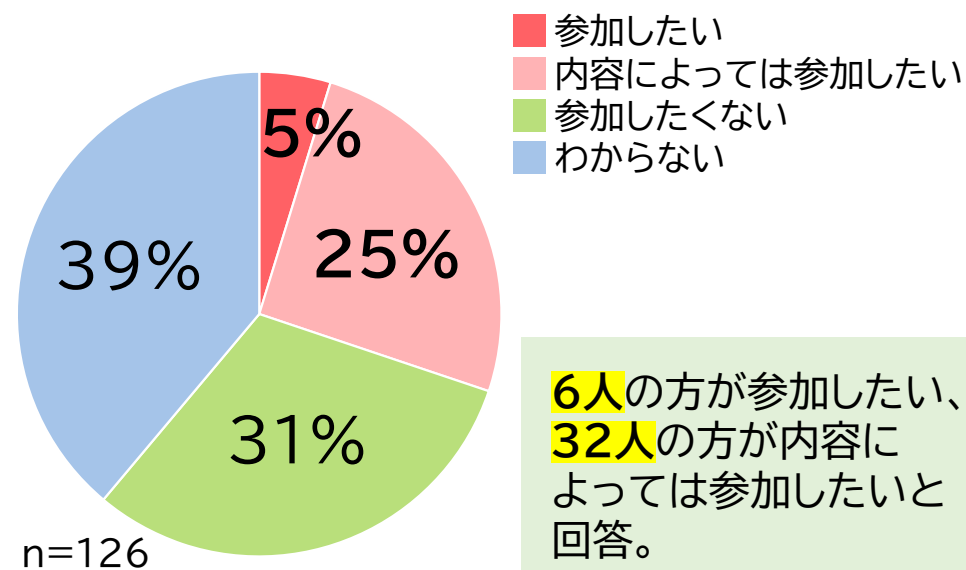
▲対象範囲

【アンケート結果】

Q1. 砂町銀座通りおよび砂町文化センター通りにおける無電柱化推進について、どう思いますか。



Q2. 無電柱化推進に関わる地元組織への参加について、どう思いますか。



【無電柱化実現に向けた検討について（令和8年度～）】

今後、無電柱化実現に向けた具体的な方策の検討を行政部署内で行い、併せて無電柱化推進に関する地元組織の立ち上げについても検討を進めます。

区からのお知らせ

【不燃化特区支援制度の延伸について】

東京都の不燃化特区制度の事業期間延伸にあわせて、江東区においても不燃化特区支援制度の事業期間を延伸（令和13年3月まで）しました。今年度から新たに親世帯と子世帯等の多世帯が同居するための建替え加算助成を開始しております。自らの安全、地域の防災性向上のため、この機会にぜひ不燃化建替え等をご検討ください。

■ 助成概要※

①老朽建築物の除却に対する助成

上限額：230万円まで

②不燃化建替えに対する助成

上限額：戸建て住宅設計費50万円、監理費40万円まで
共同住宅 設計費100万円、監理費80万円まで

③不燃化建替えによる耐火性能向上に対する助成

建替え前後の建築物の耐火に関する性能の差、
建替え後の地上1～3階までの床面積に応じて
建築工事費を助成

NEW ④多世帯が同居する建替えに対する加算助成

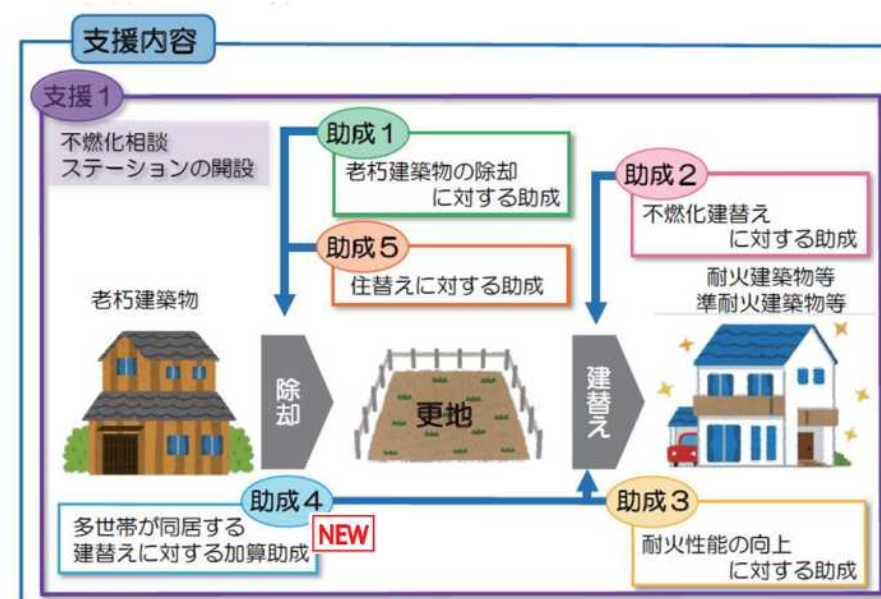
一律100万円を加算助成

⑤住替えに対する助成

転居一時金、住居用家財移転費、家賃

※助成金額は条件により記載を下回る場合があります。

※申請には事前相談が必要となります。



不燃化ステーションへお気軽にご相談ください

不燃化相談ステーション

開設時間：10時～18時

定休日：水・日・祝日・年末年始等

〒136-0073

江東区北砂4丁目24番3号

宗清水ビル2階

TEL:03-6666-0580

区からのお知らせ

【不燃化セミナーの開催について】

■ 開催概要

○開催日時

・2026年12月12日(土)
13:00~15:40 (13:00受付開始)

○開催場所

・砂町区民館 3階 タウンホール

○定員

・50名(先着順)

○内容

令和8年12月12日(土)に砂町区民館にて
「相続・終活」「建替えの資金計画」について、
行政書士が落語を交えながら解説します。

○目的

地区の現状や課題を踏まえて、相続や終活、建
替えの資金計画について学ぶことで、老朽建築
物の建替え等による不燃化を促進すること。

江東区主催「不燃化セミナー」のご案内

落語で学ぶ 相続・終活

参加無料 予約不要

～不燃化建替えも考えませんか？～

令和8年
日時 **12月12日** [土]
13:30 ~ 15:40
13:00受付開始

会場 **砂町区民館**
3階 タウンホール

定員 **50名** (先着順)

第1部 講演会
いざという時にもめないように…相続・終活について
行政書士が落語風に解説!
13:30 ~ 14:30

第2部 勉強会
マイホームの建替えと資金計画について
対話をしながら楽しく学べる勉強会!
14:40 ~ 15:40

ご参加の方には
お試し防災食を
プレゼント!

※定員に余裕がある場合は途中参加も可能です
※第一部のみ / 第二部のみ参加も可能です

お問い合せ先
江東区 都市整備部 安全都市づくり課 不燃化推進係
〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号
TEL: 03-3647-9491(直通) / FAX: 03-3647-9009 / E-mail: hunenka@city.koto.lg.jp

こころ亭 久茶氏
(行政書士 木崎 海洋氏)

▲不燃化セミナーのご案内チラシ(イメージ)
※内容は変更になる可能性がございます

令和8年度のスケジュール(再掲)

【まちづくり協議会と意見交換会の活動スケジュール】

	令和8年									令和9年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
まちづくり協議会				第21回 ●	本日はココ！					第22回 ●		
意見交換会				第3回 意見交換会 ●	→			第4回 意見交換会 時期調整中	→		第5回 意見交換会 時期調整中	

まちづくり協議会の参加者を募集しています！

地区内にお住まいの方等で、まちづくりに関心・熱意があり、一緒にまちづくりについて考え、活動していただけるメンバーを引き続き募集しています。
お知り合いの方への紹介やお声がけをお願いいたします。

質疑応答

今年度の取組み予定の了承（再掲）

【今年度の取組み予定】

・地区計画

地区計画変更に向けた説明を継続（区）

・空地活用

すなぎんひろば①：継続した空地の開放（協議会）

すなぎんひろば②：公園整備を実施（区）、

地域住民等による管理に向けた協定の検討（協議会）、自主管理（商店街）

低速モビリティ導入に向けた実証実験の実施（区）、導入に向けた検討（商店街）

・無電柱化

無電柱化の実現に向けた具体的な方策の検討（区）

無電柱化推進に関する地元組織の立ち上げについて検討（区）

・商店街が地域と連携して定めるルール（地域ルール）

砂町銀座通り沿道のルール案の検討（協議会・商店街）

今年度のまちづくり協議会・意見交換会では、
主に、砂町銀座通りの将来像実現のため、地域の皆さんで考え、
守る「地域ルール」の検討とその運営主体について検討を行います。